

秘

基 監 発 第 0 3 1 6 0 0 1 号

基 安 安 発 第 0 3 1 6 0 0 1 号

平 成 1 6 年 3 月 1 6 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

安全衛生部安全課長

大規模製造業における安全管理の強化に係る緊急対策要綱の運用上の留意事項
について

大規模製造業における安全管理の強化に係る緊急対策要綱については、平成16年3月16日付け基発第0316001号により指示されたところであるが、その運用上の留意事項を下記のとおり定めるので、了知の上、その実施に遺憾なきを期されたい。

記

1 本要綱の推進主体について

本要綱における指導は、事業場における安全管理体制及び活動に主眼を置いたものであるため、都道府県労働局(以下「局」という。)の安全主務課が中心となって推進するものとする。

2 指導の実施期間について(要綱2関係)

本要綱に基づく指導は、事態の緊急性にかんがみ、できる限り平成16年度の第1四半期に実施するよう配意すること。

3 大規模製造業の対象範囲について(要綱3関係)

本要綱に基づく緊急対策の実施に当たっては、管内の実情や局署の主体的能力等を勘案し、おおむね以下の優先順位により実施することとして差し支えない。

なお、「安全管理体制及び活動等に係る自主点検」(以下「自主点検」という。)の対象としていなかった事業場を対象とする場合には、新たに自主点検を求めないこととしても差し支えない。

(1)

(2)

(3)

4 都道府県労働局幹部による経営トップに対する安全管理の徹底指導(要綱4関係)

ここでいう「都道府県労働局幹部」には、労働基準監督署長が含まれるものであること。

(1) 経営トップ等を対象とした集団指導

本項による集団指導は、第一義的には事業場のトップを招集することとして差し支えないが、安全管理に必要な人員や経費の確保など、企業の経営面からの対策の充実を求めることが主目的であるため、対象事業場のトップが企業の経営権を有する者(役員等)でない場合には、

当該事業場に係る経営上の責任を有する者にまで指導内容を確実に伝達するよう、強く求めること。

上記の目的にかんがみ、集団指導は都道府県労働局が中心となって実施することを原則とすること。ただし、対象事業場数によっては、労働基準監督署(以下「署」という。)単位で実施することとしても差し支えないこと。また、局署に対象者を招集し、局署幹部から直接指導する方法の他、経営者団体等との共催により開催する等の方法が考えられるので、各局の実情に応じ、少しでも多くの経営トップ等に直接指導が行えるよう、工夫すること。

集団指導の内容としては、経営トップへの直接指導との観点から、以下の項目例を参考としつつ、安全管理が企業経営上の重要事項であり、トップ自ら率先して取り組むべきことであることを理解させるよう工夫すること。

イ 緊急対策要綱の背景説明

(イ) 大規模製造業における災害の発生状況(全国及び管内の状況)

(ロ) 産業事故災害防止対策推進関係省庁連絡会議中間取りまとめ(平成15年12月25日付基安発1225006号)

(ハ) 自主点検結果の概要

ロ 緊急対策要綱の概要について

ハ 安全管理に係る経営トップの責任について

(イ) 災害多発や安全管理を巡る経済界等の動き(日本経団連の「企業行動憲章」、中災防奥田会長の緊急アピール(平成15年10月)などを適宜引用)

(ロ) 災害が企業収益、取引先、周辺住民等に与える影響(昨年度発生した大規模な爆発火災災害等の事例を適宜引用)

なお、自主点検結果の説明に当たっては、事業場トップの積極的な安全管理活動や労働安全衛生マネジメントシステムによる安全管理が災害防止上極めて重要であることや、安全委員会の活性化を図ることが重要であること等、自主点検の結果から明らかになった事項については必ず言及すること。

(2) 繰り返し重大な災害を発生させるなど、安全管理に特に問題が認められる事業場の経営トップ等に対する指導

本項による指導は、当該事業場のトップに直接、設備や作業方法に係る安全点検の実施など、実効ある労働災害防止対策を講じるに当たり、自ら指導性を発揮するよう求めること。



5 安全管理に問題のある事業場に対する重点的な個別指導等の実施(要綱5関係)

指導に当たっては、昭和49年3月6日付基発第105号「企業における自主的安全衛生管理活動促進のための監督指導について」を念頭に置きつつ、以下の事項に留意の上実施すること。

(1) 対象事業場の選定等

安全管理に着目した指導は、以下の事業場を対象として実施すること。



(2) 指導の実施方法

本要綱に基づく指導は、安全管理体制及び活動が労働災害防止上十分な内容で行われているかどうかを検証することが主目的であるため、個別指導を中心として、局署の緊密な連携の下に実施すること。

ただし、対象事業場の安全管理水準から、労働安全衛生法の安全基準に抵触する事案が見出される場合、及び、点検を必要とする機械・設備等が数量的にも多く、かつ、広範囲にも及ぶ場合などには、局署の監督主務課も含め、必要な体制を整えて実施すること。

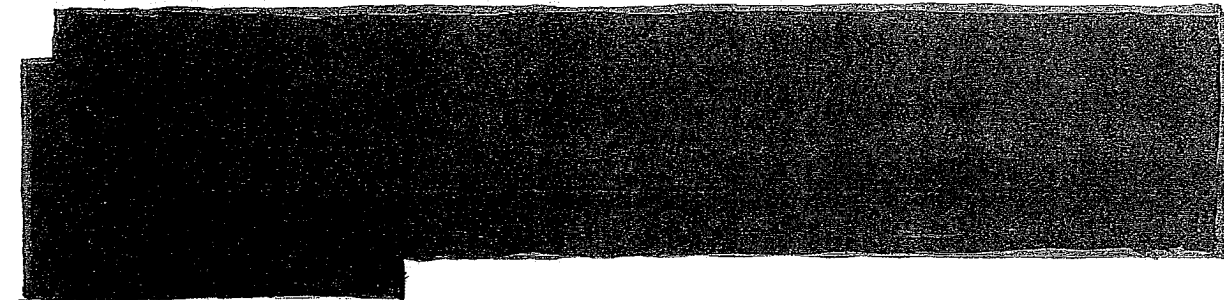
なお、指導結果によっては、年度途中における昭和47年9月22日付け基発第617号に基づく「安全・衛生管理特別指導等実施要綱」の対象事業場への追加指定も考慮すること。

また、悪質・重大な法令違反が認められた場合には、司法処分を含め、厳正に対処すること。

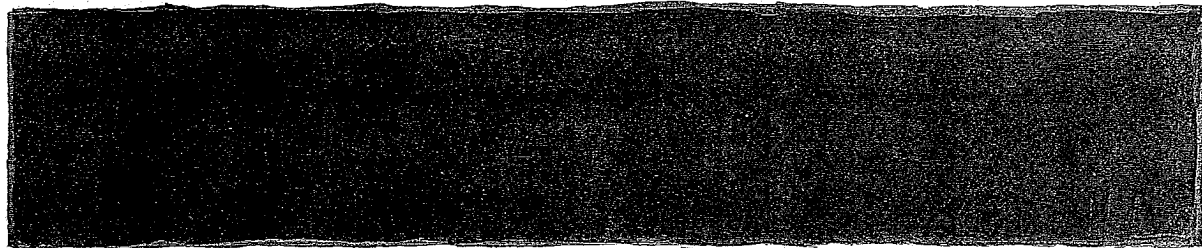
(3) 指導における重点事項

指導に当たっては、以下の事項に重点を置くこと。また、指導を行った事業場ごとに、別添の調査付表を作成すること。

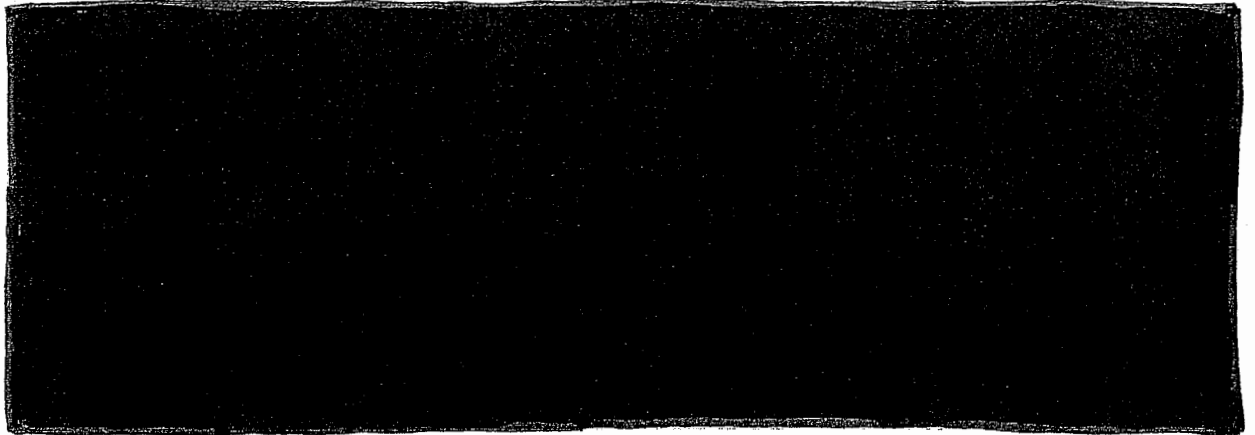
イ 事業場のトップによる安全衛生方針の表明



ロ 安全委員会の活性化



ハ 所属元の異なる労働者が混在している事業場における関係者相互の確実な連絡調整の確保

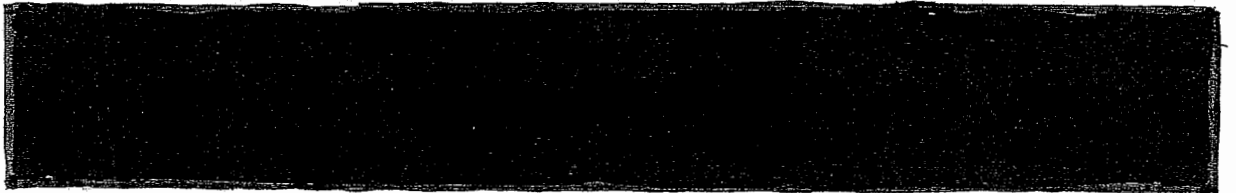


ニ 安全管理者に対する選任時等の教育の充実

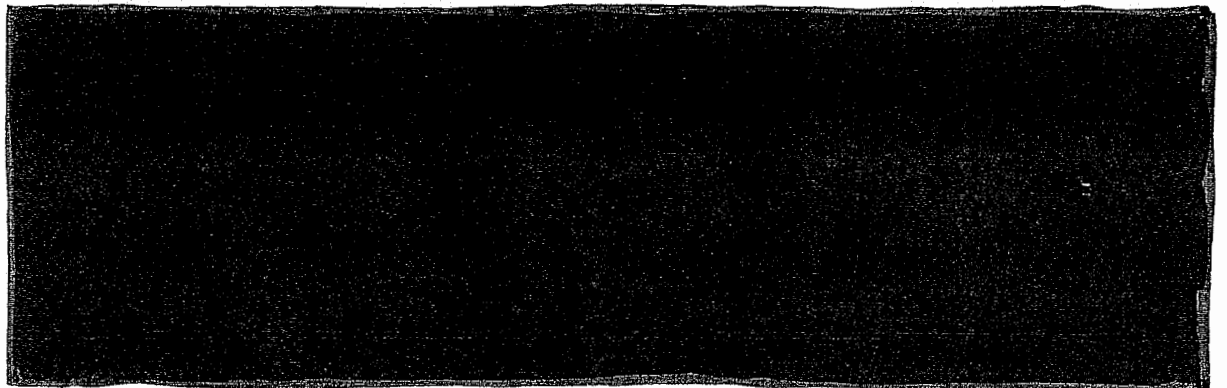
災害が減少して危険を体感する機会が少なくなり、また、そのような経験を有する世代が定年時期を迎える等の環境変化により、各種のルールや作業マニュアル類が策定された背景等を正しく理解することなく、作業者の独自の判断によって手順の省略等を行い、被災する事例が多発している。



ホ 雇入時あるいは作業転換時などの労働者に対する安全教育の充実



ヘ 職場の危険箇所の特定・評価及びそれに基づく対策の徹底



ト 設備の適切な維持管理の確保



チ 外部機関の活用

(イ) 危険有害要因に係る情報の共有化

自主点検の結果から、災害防止対策を検討するに当たっては、他社の災害事例等の外部情報の活用が有効であることが明らかになったところである。

このため現在、中央労働災害防止協会安全衛生情報センターにこれらの情報を集約し、提供しているところであるので、事業場の指導に当たってはこれらの情報源を活用するよう、働きかけること。

(ロ) 高度な専門的知見を必要とする分野における外部機関の活用

安全管理者に対する教育の実施、リスクアセスメントによる危険要因の特定及び評価、設備の適切な維持管理など、その実施にあたり高度な専門的知見を必要とする事項については、事業場独自のノウハウだけでなく、必要に応じて外部の専門機関を活用することについて、事業場に対し、助言指導を行うこと。

(4) 参考事例の報告等

本省において、安全衛生管理の在り方の検討を今月から行うこととしており、その検討に調査付表の結果を用いることから、毎月末までに作成した調査付表を、翌月10日までに局安全主務課を通じて本省安全課あて報告すること。

緊急対策要綱に基づく個別指導等調査付表

局名

調査年月日 年 月 日 ~ 年 月 日		調査者職氏名	
事業場名		所在地 (Tel)	
		労働者数 ()人	
1. 安全委員会の状況			
2. 構内業務の外注化の動向			
(1) 構内で就労する労働者の動向			
	平成16年	平成11年(平成	年)*
・ 正規労働者数	約 人	約	人
・ パート・アルバイト数	約 人	約	人
・ 派遣労働者数	約 人	約	人
・ 請負労働者数	約 人	約	人
・ その他()	約 人	約	人
・ 総 計	約 人	約	人
(2) 構内請負事業場数の動向			
	平成16年	平成11年(平成	年)*
・ 資本関係にある構内下請事業場数	約 事業場	約	事業場
(うち発注事業場から分社したもの	約 事業場	約	事業場)
・ 資本関係にない構内下請事業場数	約 事業場	約	事業場
*平成11年のデータがない場合は、できるだけこれに近接した年のものとする。			
3. 親企業と構内請負事業場の連携			

4. 構内請負事業場に使用させる施設設備等の管理、保守の分担

5. 業務請負等に伴う安全衛生上の問題点

6. 安全管理者の選任時教育の実施状況

7. その他安全管理が不十分であると懸念される事項の概要